

通学の基本方針・通学方法について

① 通学の基本方針について

- ・地域で子どもたちの顔が見えること
 - ・行程の安全・安心が図られること
 - ・地域の協力が得られること
- ※異学年の集団通学の教育的意義を考慮

② 通学方法について

小学生

小中一貫校を中心に、半径 2 km 未満に地区公民館がある地区の小学生は徒歩通学とし、2 km 以上はスクールバス利用を原則とする。

ただし、半径 2 km 未満に地区公民館がある地区の小学生であっても、自宅から小中一貫校までの距離が 3 km を超える場合は、個別対応とする。

中学生

現状どおり自転車通学を原則とする。

(但し、現在スクールバスを運行している上鴨川・下鴨川・平木地区の中学生を除く)

変更後の通学方法と対象地区について

- (1) 対象地区 ※赤字…変更後、新たにスクールバス対象となった地区
 〈通学方法新旧対照表〉 青字…変更後、スクールバス乗降場所が変更になった地区

項 目	旧	新
徒歩通学とスクールバス通学の境界	半径 3 km未満が徒歩通学 半径 3 km以上がバス通学	半径 2 km未満が徒歩通学 半径 2 km以上がバス通学
個別対応の距離	通学距離 4 km以上	通学距離 3 km以上
徒歩通学対象地区 社小校区	社 1 区～5 区、ひろのが丘、藤田南、嬉野台団地、大学山国山国、松尾、出水、田中、鳥居、西垂水、窪田、家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田、東実、久米、上三草、下三草、木梨、藤田	社 1 区～5 区、ひろのが丘、藤田南、嬉野台団地、大学山国山国、松尾、田中、家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田、下三草、木梨、藤田
スクールバス対象地区	貝原、野村、沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、畑、廻漕、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台、上鴨川、下鴨川、平木	出水、鳥居、貝原、野村、西垂水、窪田、沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実、畑、廻漕、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米、上三草、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台、上鴨川、下鴨川、平木
徒歩通学対象地区の中で個別対応が必要な住居のある地区 (R7 年度)	4 km以上	3 km以上 山国、藤田 ※児童なし

(2) スクールバス乗降場所について (案)

- ・ 出水公民館…出水
- ・ 野村公民館…貝原、野村 (いずれも上田公民館から変更)
- ・ 窪田公民館…鳥居、西垂水、窪田
- ・ 沢部コミュニティセンター…沢部、沢部団地、大門
- ・ 上田公民館…上田、福吉
- ・ 西古瀬農業倉庫横…西古瀬、中古瀬 (いずれも沢部コミセンから変更)
- ・ やしろこどものいえ (2 台) …東古瀬、屋度
- ・ 東実公民館…東実
- ・ 畑公民館…畑、(湖翠苑)
- ・ 廻漕地区集会所…廻漕 (畑公民館から変更)、(湖翠苑)
 ※湖翠苑については、畑公民館と廻漕地区集会所から選択
- ・ 上久米公民館…上久米 (下久米グラウンドから変更)
- ・ 下久米グラウンド…下久米

- ・久米公民館…久米
 - ・上三草公民館…上三草
 - ・山口公民館…山口
 - ・吉馬公民館…吉馬、牧野
 - ・上鴨川多目的集会施設…上鴨川
 - ・下鴨川公民館…下鴨川
 - ・清水バス停前、鴨川団地…平木 ※日没までに帰宅できるよう2か所設置
- ※馬瀬、やしろ台、池之内については、入学児童があったときに協議

(3) 個別対応について

山国、藤田に該当住居あり（いずれも R7 年度には該当児童なし）